

2011年2月28日

薬害イレッサ事件の早期全面解決を求める申入書

薬害イレッサ統一原告団・弁護団

代表原告 近澤 昭雄

代表原告 清水 英喜

西弁護団長 中島 晃

東弁護団長 白川 博清

2月25日、大阪地方裁判所は、薬害イレッサ訴訟の判決を言い渡し、イレッサには製造物責任法上の指示・警告上の欠陥があるとして、アストラゼネカ社に対して製造物責任法上の責任を認めました。

一方、判決は、国の法的責任を否定しましたが、これは添付文書に関する国の主張が認められたからではなく、行政指導の不作為が、裁量権を逸脱して著しく不合理とまでは言えないという理由で、かろうじて違法性を免れたからに過ぎません。

判決は「添付文書の重大な副作用欄に間質性肺炎を記載するよう行政指導をしたにとどまったことは、必ずしも万全な規制権限の行使であったとは言い難い。」と明確に断じており、不十分な行政指導のために、指示・警告上の欠陥がある医薬品による被害が生じさせたことは、判決によって明確になったといえます。

国民の生命・健康を守ることは国の大きな責任であり、アストラゼネカ社はもとより、国についても、薬害イレッサ事件で未曾有の被害をもたらした社会的な責任は到底免れません。

国は、本年1月28日付「イレッサ訴訟和解勧告に関する考え方について」において、「ご家族の皆様の悲しみ、苦しみに思いを致し、政府として為すべき事に全力を傾注することをお約束します。」と述べ、「判決で問題点を指摘していただき、これを整理・検討して、丁寧に制度のあり方を模索したい」としています。

判決は、医療現場の認識等をふまえた実効性ある注意喚起のあり方という薬害イレッサ事件の問題点を具体的に指摘したものとなっています。

そこで、薬害イレッサ事件の真摯な反省と検証の上に立って、薬害イレッサ事件の早期全面解決のために、ただちに、原告・弁護団との協議を始めるよう、細川律夫厚生労働大臣に対し、本書をもって申し入れます。

以上